

報道関係者 各位

【照会先】  
長野労働局労働基準部  
健康安全課長 古畑 善美  
労働衛生専門官 牧野 宗一  
TEL：026-223-0554

## 令和6年度「全国安全週間」の実施について ～ 労働災害防止のために職場を総点検しましょう ～

令和6年度「全国安全週間」が、

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

のスローガンの下、6月1日～30日を準備期間、7月1日～7日を本週間として実施されます。長野労働局（局長：三浦 栄一郎）では、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、関係機関とも連携し、周知広報や事業場への指導援助に取り組めます。また、昨年度からスタートした「長野県における第14次労働災害防止推進計画」に基づき、労働災害防止対策をより一層推進します。

なお、本週間中、長野労働局長による安全パトロールを行います。詳細については、後日改めて発表します。

### < 事業場における取組のポイント >

#### 1 準備期間及び本週間中の主な取組事項

- 経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思統一と安全意識の高揚
- 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 安全旗の掲揚、標語の掲示、講習会の開催、安全関係資料の配布のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動の社会への発信
- 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

#### 2 特に取組をお願いしたい具体的事項

- 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒災害及び腰痛予防対策）防止対策の徹底（資料2の転倒災害防止対策関係リーフレット等の活用）
- 高齢労働者の労働災害防止対策の徹底（資料3のパンフレット等の活用）
- 熱中症予防対策の徹底（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）（資料4のリーフレットの活用）

全国安全週間：「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えるもの。

【添付資料】

資料1 長野県における第14次労働災害防止推進計画（リーフレット）

資料2 転倒災害防止対策関係リーフレット（労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう）

資料3 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（パンフレット）

資料4 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）

資料5 令和5年労働災害発生状況

資料6 令和6年度 全国安全週間実施要綱

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

## 重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（※【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ①安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ②災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
- ③労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

### 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①STOP！転倒災害プロジェクトの展開等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】  
（対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業
- ②非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底
- ③介護作業等のノーリフトケア導入推進【導入施設 50施設以上増】
- ④冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

[アウトカム]



- 増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
- 転倒による平均休業見込日数 35日以下
- 増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比+140人以内に抑制

### 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

[アウトカム]



- 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

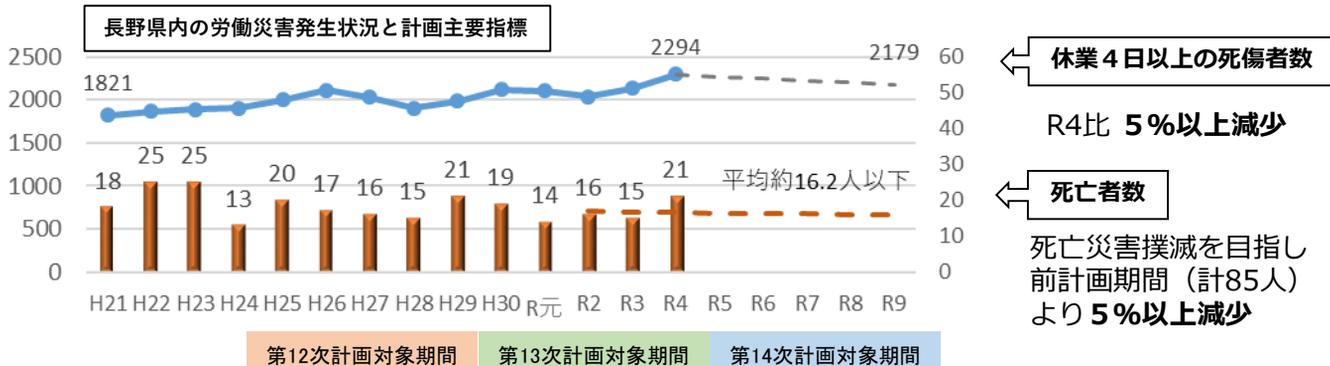
### 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- ①テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進
- ②外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進  
【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う事業場割合 10%以上増加】
- ③労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
- ④障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

[アウトカム]



- 外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少



## 5 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業対策（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】
- ②建設業対策（労使による基本的安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】
- ③製造業対策（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】
- ④林業対策（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）【裂け上がり防止措置 実施事業場割合 30%以上増】
- ⑤その他の業種対策（飲食店、旅館業、スキー場、農業、ビルメンテナンス業等）

[アウトカム]



■陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少  
■建設業 死亡者数 前期5カ年比15%以上減少  
■製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 5%以上減少  
■林業 死亡者数 0人

## 6 労働者の健康確保対策の推進

- ①メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）  
【50人未満事業場 対策に取り組む割合<sup>注1</sup> 10%以上増加】  
【50人以上事業場 対策に積極的な割合<sup>注2</sup> 5%以上増加】
- ②過重労働対策  
・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底  
・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善
- ③産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）  
・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]



■勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 増加 等

## 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】
- ②石綿、粉じん対策  
・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化  
・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）
- ③熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 増加】  
・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進
- ④電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



■化学物質災害 前期5か年比 5%以上減  
■増加が見込まれる熱中症死傷者数の増加数 前期5か年増加数より抑える

※石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

(注1,2) 注1については以下の①～⑧のうち1項目以上、注2は以下の①～⑧のうち4項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。

①衛生委員会等での調査審議、②心の健康づくり計画の策定、③事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、④労働者への教育研修の実施、⑤管理監督者への教育研修の実施、⑥労働者からの相談体制の整備、⑦職場復帰支援体制の整備、⑧ストレスチェックの実施

本リーフレットの  
掲載ページ



厚生労働省

長野労働局

(2023.3)

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)**  
 ▶**転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)**  
職場3分エクササイズ  
中央労働災害防止協会  
転倒予防セミナー
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)**  
 ▶**バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底**
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)**  
 ▶敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)**  
 ▶適切な通路の設定  
 ▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)**  
 ▶設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)**  
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 ▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)**  
 ▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)**  
 ▶**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**  
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)**  
 ▶滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 ▶**防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)**  
 ▶隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)**  
 ▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

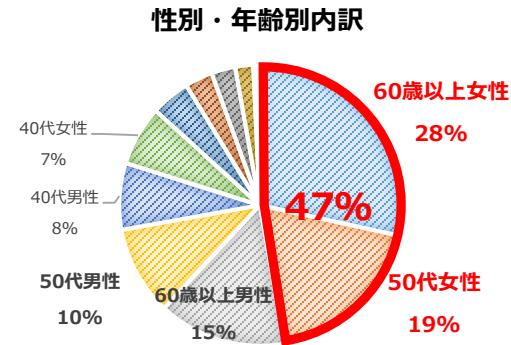
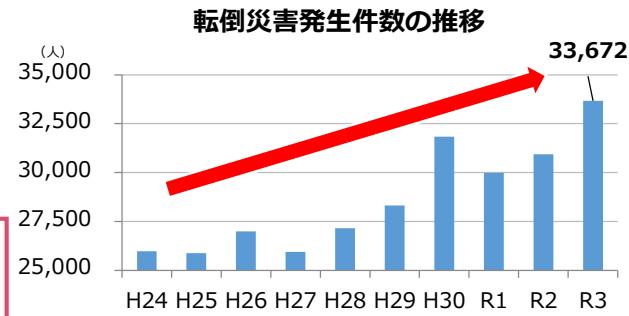
(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

資料2



## 転倒による怪我の態様

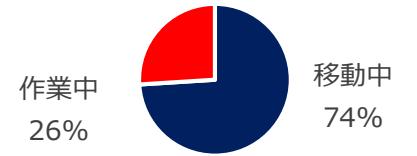
・骨折 (約70%)

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

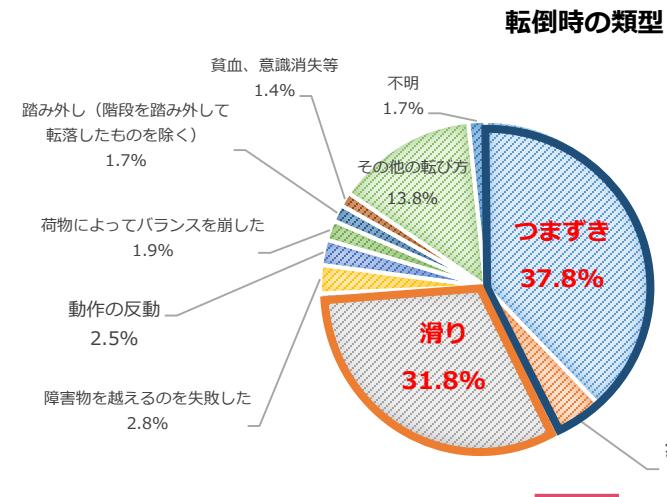
転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

## 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



## <その他の転び方>

- ・他人とぶつかった・ぶつかった
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

## 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防  
体力チェック



口コチェック



内閣府ウェブサイト

# エイジフレンドリーガイドライン

## (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

資料3

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**

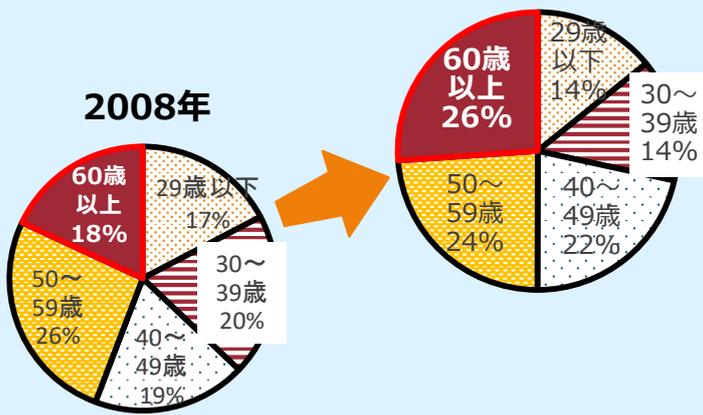


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年



### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

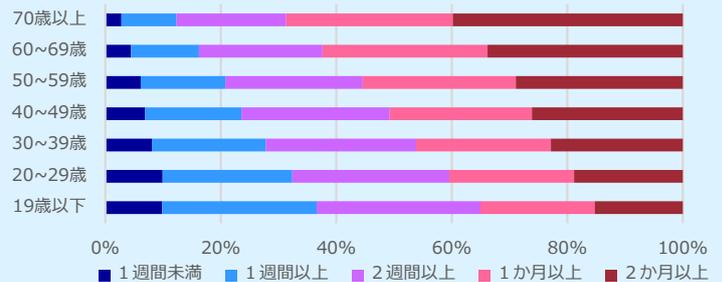
※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

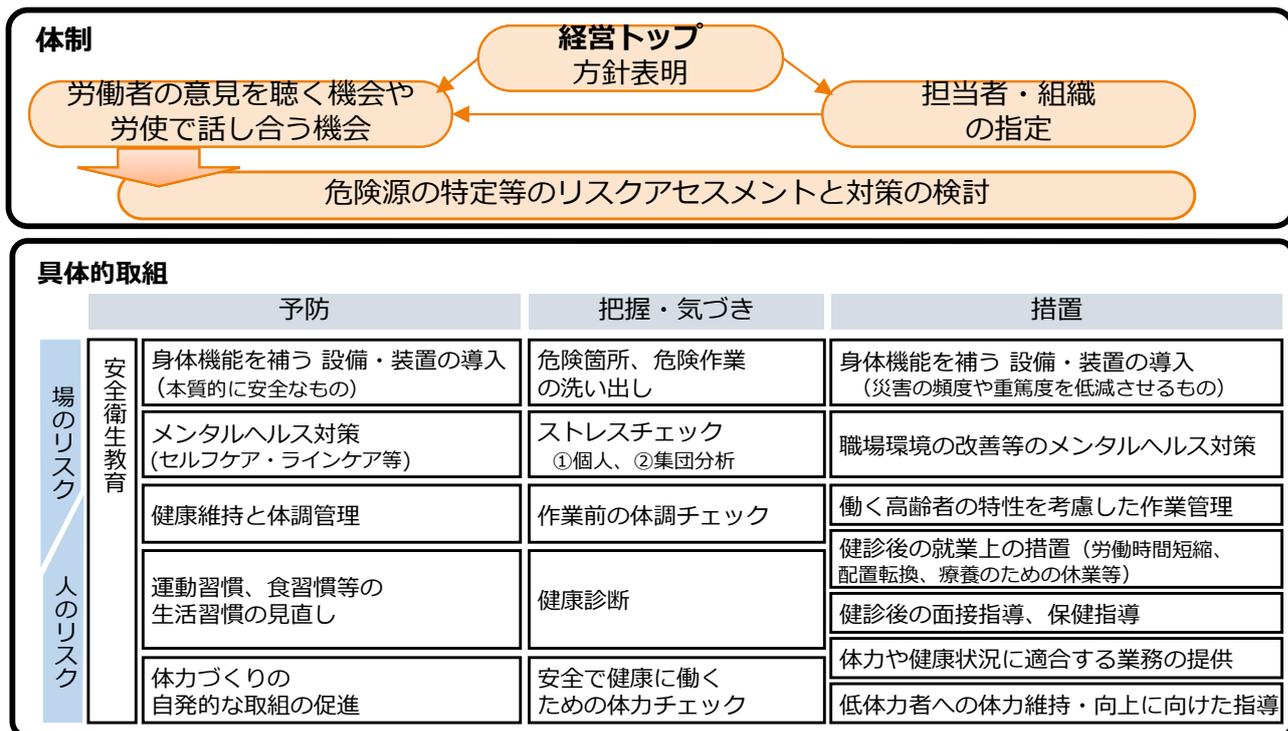
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



### ❁ 考慮事項 ❁

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

### ❁ 考慮事項 ❁

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



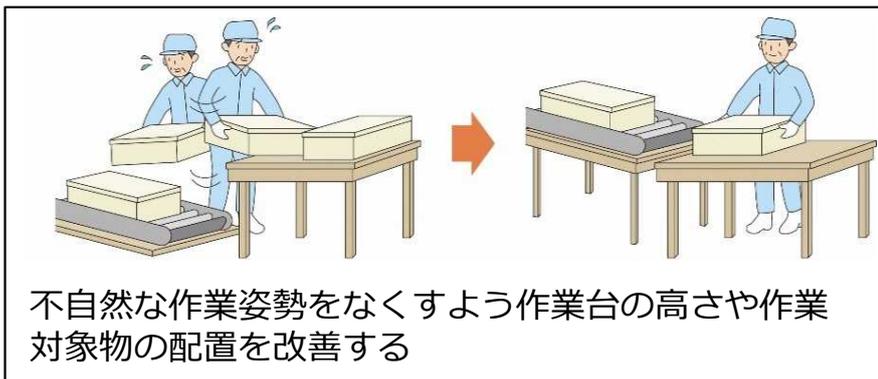
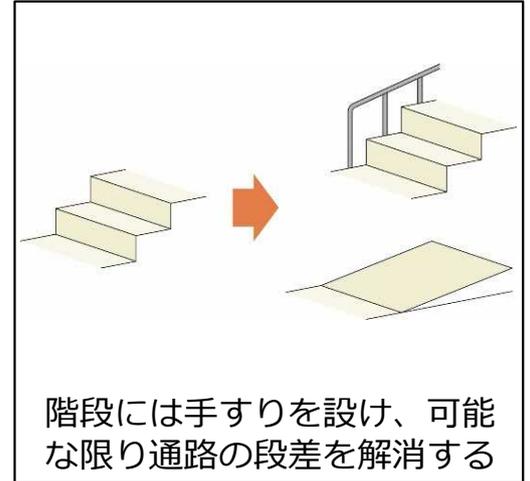
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態  
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 対策の例



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

# ガイドラインの概要

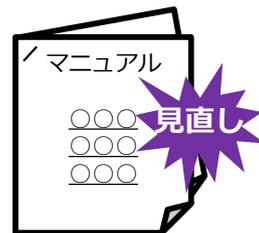
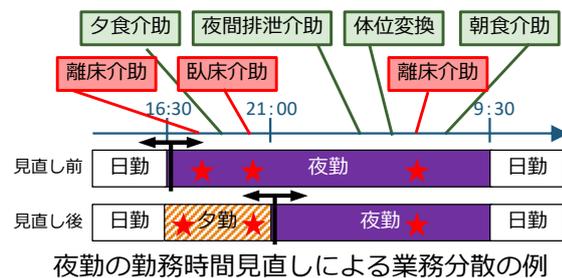
## (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 対策の例

#### <共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



#### <暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

#### <情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

### 取組の例

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



## (2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### 対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### 考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

## 体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

### I 身体機能計測結果

#### ① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は  cm /  cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



#### ② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は  回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



#### ③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は  cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



#### ④ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



#### ⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~



身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

### II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人の中、正面向きから来た人にぶつからず、よけて歩けますか	<input type="text"/>	点	↓	① 歩行能力・筋力
2. 同年代に比べて体力に自信がありますか	<input type="text"/>			
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか	<input type="text"/>	点	↓	② 敏捷性
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るお悩みがありますか	<input type="text"/>			
5. 片足で立ったまま膝下を置くことができますか	<input type="text"/>	点	↓	③ 動的バランス
6. 一直線に引いたラインの上を、膝を足歩行で離れ歩くことができますか	<input type="text"/>			
7. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	↓	④ 静的バランス（開眼）
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立てられると思いますか	<input type="text"/>			
9. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	↓	⑤ 静的バランス（閉眼）

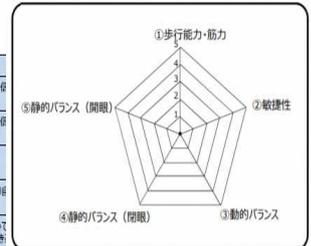
それぞれの評価結果をⅢのレーダーチャートに赤字で記入

質問内容	回答No.	合計点数	評価表
1. 人の中、正面向きから来た人にぶつからず、よけて歩けますか	①自信がない ②自信がある	2~3	1
2. 同年代に比べて体力に自信がありますか	①自信がない ②自信がある	4~5	2
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか	①自信がない ②自信がある	6~7	3
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るお悩みがありますか	①自信がない ②自信がある	8~9	4
5. 片足で立ったまま膝下を置くことができますか	①自信がない ②自信がある	10	5

質問内容	回答No.	合計点数	評価表
1. 人の中、正面向きから来た人にぶつからず、よけて歩けますか	①自信がない ②自信がある	2~3	1
2. 同年代に比べて体力に自信がありますか	①自信がない ②自信がある	4~5	2
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか	①素早い方と思う ②素早い方と思わない ③普通 ④やや素早い方と思う ⑤素早い方と思わない	6~7	3
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るお悩みがありますか	①自信がない ②自信がある	8~9	4
5. 片足で立ったまま膝下を置くことができますか	①自信がない ②自信がある	10	5
6. 一直線に引いたラインの上を、膝を足歩行で離れ歩くことができますか	①素早い方と思う ②素早い方と思わない ③普通 ④やや素早い方と思う ⑤素早い方と思わない	11	6
7. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①10秒以内 ②それ以上 ③20秒程度 ④40秒程度 ⑤1分程度	12	7
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立てられると思いますか	①10秒以内 ②それ以上 ③30秒程度 ④1分程度 ⑤2分程度	13	8
9. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①15秒以内 ②それ以上 ③30秒程度 ④1分程度 ⑤1分30秒程度	14	9

### III レーダーチャート

評価結果を黒字線で結びます  
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ✿ 考慮事項 ✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ✿ 考慮事項 ✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
  - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### 🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材  
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）



他

## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
  - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ✿ 考慮事項 ✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

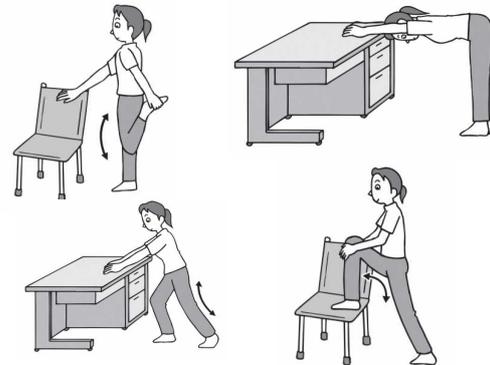
# ガイドラインの概要

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例  
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 国による支援等（令和6年度）

### エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和6年5月7日～令和6年10月31日）

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。



	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li><li>・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li><li>・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している</li><li>・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）</li></ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li></ul>
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 （消費税を除く）	補助率：3/4 上限額：30万円 （消費税を除く）	

#### ※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

#### 労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

### ■ 厚生労働省ホームページ

(先進企業)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業)

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

### ■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

### ■ SAFEアワード (SAFEコンソーシアム)

- SAFEコンソーシアムの活動の一環として、企業の皆さまから、自社の労働災害防止の取組事例を応募いただき、部門別に表彰する**SAFEアワード**を毎年開催しています。
- **他社の優良な取組事例を参考に、労働災害防止に取り組みましょう。**

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)にも掲載しています



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

長野県内でも、昨年、熱中症の疑いにより1人が亡くなり、14人が4日以上仕事を休んでいます。

### キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

### 重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと



キャンペーン  
実施要項

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施



【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月から9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月から8月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**



## 令和5年 労働災害発生状況 (令和6年1月末とりまとめ)

長野労働局

区 分	業 種	休業4日以上之死傷災害					死亡災害				
		令和3年	令和4年	令和5年	対前年増減		令和5年 構成比(%)	令和3年	令和4年	令和5年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食 料 品 製 造 業	203	231	183	▲ 48	▲ 20.8	8.1	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	1	6	3	▲ 3	▲ 50.0	0.1	0	0	0	0
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	20	33	20	▲ 13	▲ 39.4	0.9	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	6	7	7	0	0.0	0.3	0	1	0	▲ 1
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印 刷 製 本 業	8	20	11	▲ 9	▲ 45.0	0.5	0	0	0	0
	化 学 工 業	25	28	47	19	67.9	2.1	0	0	2	2
	窯業・土石製品製造業	20	22	20	▲ 2	▲ 9.1	0.9	0	1	0	▲ 1
	鉄鋼・非鉄金属製造業	18	13	14	1	7.7	0.6	0	1	0	▲ 1
	金 属 製 品 製 造 業	53	93	63	▲ 30	▲ 32.3	2.8	0	0	0	0
	一般機械器具製造業	47	63	45	▲ 18	▲ 28.6	2.0	0	0	0	0
	電気機械器具製造業	47	67	55	▲ 12	▲ 17.9	2.4	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	27	28	22	▲ 6	▲ 21.4	1.0	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	4	5	5	0	0.0	0.2	0	0	0	0
	そ の 他 の 製 造 業	26	22	32	10	45.5	1.4	1	0	0	0
	小 計	505	638	527	▲ 111	▲ 17.4	23.3	1	3	2	▲ 1
鉱 業	8	8	9	1	12.5	0.4	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	102	103	89	▲ 14	▲ 13.6	3.9	4	2	1	▲ 1
	建 築 工 事 業	128	153	151	▲ 2	▲ 1.3	6.7	2	3	3	0
	内数(木造家屋建築工事業)	42	57	41	▲ 16	▲ 28.1	1.8	0	1	0	▲ 1
	そ の 他 の 建 設 業	51	40	38	▲ 2	▲ 5.0	1.7	1	3	0	▲ 3
	小 計	281	296	278	▲ 18	▲ 6.1	12.3	7	8	4	▲ 4
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	陸上貨物運送事業	195	195	200	5	2.6	8.8	4	2	1	▲ 1
	内数(道路貨物運送業)	191	192	195	3	1.6	8.6	4	2	1	▲ 1
	その他の運輸・貨物取扱業	52	40	40	0	0.0	1.8	0	0	0	0
	小 計	247	235	240	5	2.1	10.6	4	2	1	▲ 1
林 業	47	34	36	2	5.9	1.6	0	1	0	▲ 1	
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業	47	48	48	0	0.0	2.1	1	0	2	2	
そ の 他 の 業 種	小 売 業	256	299	278	▲ 21	▲ 7.0	12.3	0	0	1	1
	社 会 福 祉 施 設	212	201	230	29	14.4	10.2	0	0	0	0
	旅 館 業	60	69	74	5	7.2	3.3	1	1	0	▲ 1
	飲 食 店	51	55	74	19	34.5	3.3	0	0	0	0
	ゴ ル フ 場 の 事 業	15	15	19	4	26.7	0.8	1	0	0	0
	ビルメンテナンス業	50	71	53	▲ 18	▲ 25.4	2.3	0	1	1	0
	警 備 業	19	24	25	1	4.2	1.1	0	0	0	0
	そ の 他	334	301	375	74	24.6	16.5	0	5	2	▲ 3
	小 計	997	1,035	1,128	93	9.0	49.8	2	7	4	▲ 3
合 計	2,132	2,294	2,266	▲ 28	▲ 1.2	100.0	15	21	13	▲ 8	

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和5年の合計は3,152人、令和4年は5,129人、令和3年は2,338人。

## 令和5年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	教育研究業	激突され その他の起因物	スキー場において、スキーインストラクターである被災者が生徒のレッスン中、急斜面に行きそうになった生徒を被災者が止めようとしたときに、生徒が被災者に倒れてきて左膝を負傷した。 被災者は、病院に入院し、左膝の手術を受けたが、災害発生の翌月に死亡した。
2	3月	製造業	はさまれ、巻き込まれ その他の一般動力機械	被災者は、自動機械の機械可動範囲(上下に稼働する)内に身体を入れたところ、上昇した可動部分と当該機械のフレーム部分に上半身がはさまれた。 ※災害時の作業内容は不明。
3	3月	農業	はさまれ、巻き込まれ 掘削用機械	被災者は、ドラグショベルで木材チップをすくい上げ、アームを上げたまま、近接して、不整地運搬車を運転し後退させたところ、ドラグショベルのバケットと不整地運搬車の運転席フレームとの間に身体の一部をはさまれた。
4	3月	建設業	飛来、落下 エレベーター、リフト	被災者は、建物の改装工事現場で、小荷物昇降機の撤去作業をしていたところ、上部から当該昇降機の重り(カウンターウエート)が落下し、当該昇降機の搬器と重りの間に体をはさまれた。
5	5月	道路貨物運送業	交通事故(道路) トラック	高速道路において、貨物自動車を運転していた被災者は、追越車線側のトンネル入口部分に衝突し、死亡した。
6	7月	農業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	被災者は、一人で朝方から刈払機を用いて水田の畦道の草刈りをしていたところ、12時30分頃畦道で倒れているのを発見され、その後、搬送先の病院で死亡が確認された。死因は熱中症によるもの。
7	7月	ビルメンテナンス業	墜落、転落 その他の設備、装置	被災者1名で空調設備の保守点検作業をしていたところ、足を踏み外し、設備架台から約1.5メートル墜落した。 作業時、被災者は保護帽(ヘルメット)未着用であった。また、脚立等安全に昇降するための設備を設けていなかった。
8	8月	製造業	転倒 フォークリフト	被災者がフォークリフトを運転していたところ、後輪が側溝に落ち、フォークリフトが横転した。その際、被災者は機体から投げ出され、横転したフォークリフトのヘッドガードと地面の間に頭部がはさまれた。
9	9月	その他の事業	その他 その他の環境等	土地の境界の杭の復元作業を行うにあたり、杭の位置を確認するため周囲を探索していた被災者は、クロスズメバチの巣を踏み抜き蜂に襲われた。

## 令和5年における死亡災害事例

整理 番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
10	10月	建設業	墜落、転落 地山、岩石	山中において、被災者及び作業員1名が、発電用設備に通じる山道の整備を行っていたところ、両名が離れた際に被災者が行方不明となった。翌日、被災者は急傾斜地において発見され、死亡が確認された。
11	11月	建設業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は、ホテルの屋根上に溜まっている落ち葉をブロワーで吹き落とす作業を行っていた際に、高さ約6メートルの軒先から墜落した。
12	11月	小売業	はさまれ、巻き込まれ トラック	坂道に停車させた軽トラックが逸走した。被災者は逸走したトラックを止めようとしたが、ドアがガードレールに接触し、ドアと車体にはさまれた状態で発見された。
13	12月	建設業	はさまれ、巻き込まれ 掘削用機械	工場新築工事において、被災者は基礎部分の清掃作業をしていたところ、後退してきた重機と接触し、クローラの下敷きになった。

## 令和6年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
    - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
    - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
    - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
    - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒ

ヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮